

議案第 1 4 号

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般廃棄物処理手数料等の納入時期、算定単位等に係る規定を整備することによりその徴収を適正に行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、算定した手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第25条第2項中「前項」を「第1項前段」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者又は国、地方公共団体その他の公共的団体が規則で定める場所へ搬入するときの手数料は、1月ごとに納入することができる。この場合において、1月分の手数料は、搬入月の翌月の末日までに納入するものとする。

第27条中「処理手数料の額」を「処理手数料の額及び納入の時期」に改める。

別表第2し尿及び浄化槽汚泥の項手数料の額の欄中「100リットルにつき43円」を「10キログラムにつき4円30銭」に改め、同表上記以外の一般廃棄物の項区分の欄中「個別」を「戸別」に改め、同項手数料の額の欄中「1キログラムにつき15円」を「10キログラムにつき150円」に、「1キログラムにつき9円」を「10キログラムにつき90円」に改める。

別表第3中

「

単位 (重量積載量)	処理手数料の額
1キログラムにつき	21円

「

処理手数料の額	納入の時期
10キログラムにつき210円	規則で定める場所へ搬入するとき。

」を

」に

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。